

# 一般社団法人 日本がん免疫学会 代議員選出および資格に関する規則

令和 7 年 11 月 26 日制定

## (目的)

第 1 条 一般社団法人日本がん免疫学会(以下「本会」という。)の定款(以下、「定款」という。)  
第 5 条第 4 項による代議員の選出については、定款に定めるもののほか、この規則による。

## (代議員候補者資格審査)

第 2 条 代議員候補者は、正会員の中から選ばれることを原則とする。候補者は、履歴書及び本会が指定する書式に則った業績目録並びに推薦状(自薦の場合は所信表明書)を理事長あてに、本会が定める指定期日までに提出する。

2 代議員候補者は、継続して 3 年以上の会員歴を要する。ただし特例として会員歴 3 年に満たなくとも、特に適任と考えられた者を理事会で推薦し、社員総会の承認を得たうえで、代議員とすることができる。

3 定款第 5 条第 6 項による代議員の再任に際しては、電子メールもしくは書面によって本人の再任意思を確認することとする。再任意思が確認できない場合は、任期の満了をもって退任する。

## (代議員資格喪失)

第 3 条 代議員である会員が、理由なくして社員総会を引き続き 3 回欠席し、あるいは会員の資格を失った場合には、その時をもって代議員の資格を喪失する。

## (本規則の改廃)

第 4 条 本規則の改廃は、理事会の決議によって行う。